受付番号: 235080074000000076 提出日時: 2024年7月26日15時21分

案件番号: 235080074

案件名: 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)に関す

る意見募集について

所管省庁・部局名等: 消費者庁食品表示課 03-3507-9138

意見・情報受付開始日時: 2024年6月27日15時0分 意見・情報受付締切日時: 2024年7月26日18時15分

郵便番号: 540-0026

住所: 大阪府大阪市中央区内本町2-1-19-430

氏名: 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田覚

連絡先電話番号: 06-6941-3745

連絡先メールアドレス: shoudanren@osakacon.org

提出意見:

(1)

新たな科学的知見を得るための方法、新たな科学的知見を得てからの報告までの 期限などを具体的に示すべき。

(理由)

実効性を担保するためには、これらについて事業者の判断にゆだねるべきでない。

(2)

錠剤、カプセル剤等食品については、その原料製造においても「適正製造基準」に基づく製造管理を義務化すること。また、特定保健用食品、栄養機能食品についても、「適正製造基準」に基づく製造管理を義務化すること。

(理由)

GMP管理がガイドラインの推奨事項に留まっていたことは本制度の大きな欠点であり、消費者の不安解消のためには必須である。また、「紅麹関連製品に係る事案」では原料製造時に原因物質混入が起きた可能性が指摘されているところであり、原料製造工程についてもGMP管理の義務化を求める。あわせて、特定保健用食品、栄養機能食品においても同様の事故を防ぐためGMP管理の義務化を求める。

(3)

改正案の「速やかに」を「直ちに」に改め、告示等で情報提供までの日数の目安

を重篤度に応じて定めるなどして実効性を確保すること。

医師の確定診断がなくても、健康被害の疑いがある事案について、保健所や消費 者庁が積極的に情報収集する仕組みを具体化すること。

(理由)

できるだけ早い情報提供の実施と事業者の判断の余地をなくすために「直ちに」等の修正を求める。また、行政庁の責任において健康被害の疑い例を積極的に収集する仕組みが必要である。

(4)

- ・安全に係る摂取上の注意事項(体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止、 医師へ相談など)と、医薬品との相互作用により健康被害が生じる可能性がある ことへの警告表示について、消費者によりリスクが伝わる位置・書き方に変更す ること。
- ・義務的表示事項の機能性の届出範囲を逸脱する強調表示、表示の切り出しに対 する規制を厳格化すること。

(理由)

健康被害の防止、消費者の誤認につながらないようにするためには必須である。

(5)

新規成分についてその要件を具体的に示し、その際、食経験の評価についても検 討すること

(理由)

様々な成分が利用されることが想定されるので、どういう場合に特例の対象となるのかを示して検証できるようにしておくべき。また、食経験については他国では数10年といった長期間によって安全性を担保している例が知られている。だが、機能性表示食品においては短期間の食経験をもって安全性の根拠にしているものもあるということであり、そうした場合も新規成分扱いする等、より安全性を考慮した制度とすべき。

(6)

経過措置期間内に製造されたものか、期間後に製造されたものか、消費者が判別できる仕組を設けること。

(理由)

経過措置期間最終日に製造された商品は数年間市場に出回ることになるので、消費者が選択可能としておくべき。

(7)

広告への規制強化、及び機能性表示食品制度全般についての廃止を含めた見直し について、検討すること

(理由)

現在、機能性の届出範囲を逸脱する強調表示、表示の切り出しを行った広告があ ふれている。消費者の誤認を引き起こしている広告に対する行政処分強化ととも に、パッケージへの規制と同様の広告表現に対する規制の実施を早急に検討すべ き。

機能性表示食品制度の安全性や謳われている機能性がどこまで確保されているのか、消費者の健康にどこまで寄与しているのか、消費者がそれぞれの製品の内容をどこまで把握して選択・利用しうるのか等、今回の改正案ではカバーできない制度全般の再検証を行うべき。

受付番号: 235080076000000005 提出日時: 2024年7月26日15時26分

案件番号: 235080076

案件名: 「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正

(案)に関する意見募集について

所管省庁・部局名等: 消費者庁食品表示課 03-3507-9220

意見・情報受付開始日時: 2024年7月19日0時0分 意見・情報受付締切日時: 2024年8月18日23時59分

郵便番号: 540-0026

住所: 大阪府大阪市中央区内本町2-1-19-430

氏名: 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田覚

連絡先電話番号: 06-6941-3745

連絡先メールアドレス: shoudanren@osakacon.org

提出意見:

「許可等に係る食品の健康被害に関する情報を収集し、その発生又は拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、当該情報を食品衛生法施行規則別表第 17 第 9 号ハの規定により都道府県知事等に速やかに提供するとともに、」について、「速やかに」を「直ちに」に改め、告示等で情報提供までの日数の目安を重篤度に応じて定めるなどして実効性を確保すること。

(理由)

「紅麹関連製品に係る事案」においては、健康被害情報の提供の遅れが被害拡大につながった可能性が指摘されている。

情報提供の義務化に賛同すると共に、できるだけ早い情報提供の実施と事業者の判断の余地をなくすために修正を求める。

受付番号: 495240076000000013 提出日時: 2024年7月26日15時30分

案件番号: 495240076

案件名: 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案に関する

御意見の募集について

所管省庁・部局名等: 健康・生活衛生局食品監視安全課

意見・情報受付開始日時: 2024年6月27日15時20分 意見・情報受付締切日時: 2024年7月27日0時0分

郵便番号: 540-0026

住所: 大阪府大阪市中央区内本町2-1-19-430

氏名: 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 米田覚

連絡先電話番号: 06-6941-3745

連絡先メールアドレス: shoudanren@osakacon.org

提出意見:

意見1.

「機能性表示食品の届出者は、機能性表示食品に関する健康被害に関する情報を収集し、健康被害の発生又は拡大のおそれがある旨の情報を得た場合には、速やかに、当該情報を都道府県知事等に提供することを定める。」について、「速やかに」を「直ちに」に改め、告示等で情報提供までの日数の目安を重篤度に応じて定めるなどして実効性を確保すること。

(理由)

「紅麹関連製品に係る事案」においては、健康被害情報の提供の遅れが被害拡大につながった可能性が指摘されている。

情報提供の義務化に賛同すると共に、できるだけ早い情報提供の実施と事業者の判断の余地をなくすために修正を求める。

意見2.

全ての「サプリメント形状の加工食品」について、GMPに基づく製造管理を義務化すること。

(理由)

「紅麹関連製品に係る事案」への対応では、機能性表示食品である「サプリメント形状の加工食品」についてGMPに基づく製造管理が義務化することが提案されているが、それ以外の「サプリメント形状の加工食品」においても含まれる成分の濃縮や過剰摂取のリスクがあることは同様である。保健機能食品以外の「サプリメント形状の加工食品」による健康被害が近年にも発生していることを考え

